

生命保険の活用で
相続税 大・節税



なんでも屋の
なんちゃんニュース Vol.04

相続税の
試算はした。

相続財産の
把握も
できたぞ。

でも、子どもたちにとっては、どんな形でもらうのがいいのかな...
何かもつと他にできることはないかしら...
もやもや

もうひとつ生命保険に入っておこうか。

まあ、子どもがもらえるようにしておけば間違いはないだろ。

すいませーん、相談したいんですけど。

保険なんでも相談所

いらっしやいませ

あれ？
難波先生、
なんでここに？

ファイナンシャル・プランナーとして、保険の相談も承っているんですよ。
青木さんこそ、何かご相談あるんですか？

子どもたちのために、もつと何かできることはないかと思っ、新たに保険に入ろうと思ってるんですよ。

現金がもらえれば子どもたちも喜ぶわよね。

青木さん、そのお気持ち素晴らしいです。

ぜひ、お手伝いさせていただきます！

実は、相続税対策には**保険の活用が非常に有効**なのです。
大きなポイントは**2点**です！

① **保険金として残す**
保険金の非課税枠を利用した節税で、法定相続人の数が多い方に有効な方法です。

② **子の保険料を負担**
贈与税の非課税枠を利用して、お子様が支払うべき保険料を親御さんが負担する方法です。相続財産も減ることになるため、効果倍増！

そして、相続税対策を**超えた話**になりますが、**保険による保障は、親御さんからお子様への最大のプレゼント**なのです。

ご注意!!

保険金額と保険の種類には**吟味**が必要です。

例えば、保険金の非課税枠(法定相続人×500万円)には**限度**があるので、**過大な保険金額は無駄**になってしまいますし、**プランによっては、お子様に unnecessary 税金がかかってしまう**事がありますよ！

贈与税の非課税枠(暦年110万円)にも**ご注意**ください。

後日...

先生！ありがとうございます。息子たちも私たちの意図をわかってくれたみたいで、すごく喜んでくれました。

お安い御用です。親御さんの子と思う大切な気持ち、最大限に生かそうではありませんか！

税理士とファイナンシャルプランナーの**知恵と経験**で、**精一杯のお手伝い**をさせていただきます！

生命保険商品を活用し 相続財産を減らそう!

～子の保険料を親が負担して節税効果!(生前贈与)～

Point 1 契約者、受取人を子にする

◆被保険者(保険対象者) → Aさん(親)

●契約者(保険料支払者)と受取人(保険金をもらう者) → Bさん(子)



理由 子の保険料を贈与することで親の相続財産が減少

●保険料は実質親が負担する!

理由 相続税の納税資金として利用可能

Point 2 保険料は年間110万円までにする

理由 贈与税の非課税限度額は暦年110万円

誰が支払うのかで税金の種類が異なるので注意しましょう。

死亡保険金

契約者	被保険者	受取人	税金の種類
A	A	B	相続税
B	A	B	所得税 (一時所得)
A	B	C	贈与税

満期保険金

契約者	被保険者	受取人	税金の種類
B	—	B	所得税 (一時or雑)
A	—	B	贈与税

難波孝朗 税理士・行政書士・社会保険労務士事務所 [直通電話] 090-1676-6304

大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号(司法書士事務所のすぐとなりです!)

TEL.075-961-0812 FAX.075-961-0818 t-namba@sirius.ocn.ne.jp <http://namba-one.com/>

お気軽に
ご相談
ください